

「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」着ぐるみの運用に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」着ぐるみ（以下「カクニンジャー福くん」着ぐるみという。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 使用承認の基準

使用目的、使用方法が「なりすまし詐欺」の被害防止に寄与する場合には、「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県警察や金防協議会、銀行協会のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがあると認められる場合
- (7) 「カクニンジャー福くん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 「カクニンジャー福くん」着ぐるみの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

第3 使用方法

「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

第4 使用料

「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用料は無償とする。

第5 使用承認申請

1 「カクニンジャー福くん」着ぐるみを使用する場合は、福島県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人福島県防犯協会連合会、福島県内の各地区防犯協会連合会が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が「なりすまし詐欺」被害防止を目的として報道用に使用する場合
- (3) 「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」に加入している企業・団体等が使用する場合

2 前項の承認を受けようとする者は、「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコット

キャラクター「カクニンジャー福くん」着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）を県本部に提出しなければならない。

3 本部長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

第6 承認通知

1 使用を承認する者については、「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」着ぐるみ使用承認書（様式第2号）を交付する。

2 本部長は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

第7 不承認通知

「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用を承認しない場合は、申請者に対し書面によりその旨を通知する。

第8 使用上の遵守事項

第6の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容のみに使用すること。

(2) 第7の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

第9 使用状況及び使用実績の確認

必要と認めた場合には、使用者に対して必要な帳簿、記録等の資料の提出や説明を求め、「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

第10 地位の承継

相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

第11 使用承認の取消し等

次の各号に該当する場合は、使用承認の取消し等を求める等の措置を行うことができる。

(1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(2) 「カクニンジャー福くん」着ぐるみを使用承認条件に違反して使用した場合

(3) 第2の各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他本部長が必要と認めた場合

第12 損害賠償等の責任

1 「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用に関し、本部長は損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、「カクニンジャー福くん」着ぐるみの利用に際して故意又は過失により損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本部長に賠償しなければならない。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

様式第1号

「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」着ぐるみ使用承認申請書

平成 年 月 日

福島県警察本部長 殿

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者)

電話番号

「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」
着ぐるみを使用したいので、借用を申請します。

なお、使用条件に違反した場合は、承認の取消し等を受けても異議ありません。

記

項目	内 容	
品 名	「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」着ぐるみ1セット	
借受日時		
返却日時		
使用目的		
使用場所		
連 絡 先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	

様式第2号

「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」着ぐるみ使用承認書

第 号
平成 年 月 日

(申請者)

様

福島県警察本部長

平成 年 月 日付けで申請のあった「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」着ぐるみの使用について、下記のとおり承認します。

記

項目	内容
品名	「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」着ぐるみ1セット
貸出日時	
返却日時	
使用目的	
使用場所	
使用条件	使用に際しては、「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」着ぐるみの運用に関する要綱及び承認内容を遵守すること。